

公 告

健康保険法第47条に規定する標準報酬月額並びに健康保険法第165条第2項に規定する保険料を前納する場合の納付すべき額は、次のとおりである。

令和7年3月3日

三重県自動車販売健康保険組合  
理事長 竹林 憲明

記

健康保険分

1. 標準報酬月額 360,000 円
2. 保険料（月額） 35,280 円
3. 保険料を前納する場合の納付すべき額

月額	標準報酬月額 360,000 円			
月数	前納期間	納付すべき額	前納期間	納付すべき額
1カ月	1カ月	35,165 円 (462 円)	7カ月	243,758 円(3,208 円)
2カ月	2カ月	70,215 円 (924 円)	8カ月	278,127 円(3,661 円)
3カ月	3カ月	105,151 円(1,384 円)	9カ月	312,384 円(4,111 円)
4カ月	4カ月	139,973 円(1,842 円)	10カ月	346,530 円(4,561 円)
5カ月	5カ月	174,681 円(2,299 円)	11カ月	380,564 円(5,009 円)
6カ月	6カ月	209,276 円(2,754 円)	12カ月	414,487 円(5,456 円)

注 ( )書きは、調整保険料を再掲

介護保険分

1. 介護保険料の標準報酬月額 360,000 円
2. 介護保険料の保険料（月額） 6,408 円
3. 保険料を前納する場合の納付すべき額

月額 月数	標準報酬月額 360,000 円		
前納期間	納付すべき額	前納期間	納付すべき額
1 カ月	6,387 円	7 カ月	44,274 円
2 カ月	12,753 円	8 カ月	50,516 円
3 カ月	19,098 円	9 カ月	56,739 円
4 カ月	25,423 円	10 カ月	62,941 円
5 カ月	31,727 円	11 カ月	69,122 円
6 カ月	38,011 円	12 カ月	75,284 円

備 考

1. 当該標準報酬月額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する。
2. 当該保険料を前納する場合の納付すべき額は、令和7年4月から令和8年3月までの期間の保険料を前納する場合の納付すべき額について適用する。